

# 世界の通貨でグローバルに 資産運用できる個人年金保険です



個人年金保険 (米ドル建 09)  
ユーロ特約 (09)・豪ドル特約 (09)・円特約 (09)  
積立金定期引出特約 (09)・円建年金移行特約 (09)



## ご契約に際しての重要事項

(契約概要・注意喚起情報)

この保険は、外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)建および円建の個人年金保険です。

この「ご契約に際しての重要事項」は、「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。

当社の担当者が口頭で説明いたしますので、お客様ご自身でもご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。なお、支払事由および制限事項の詳細など、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載されていますのでご確認ください。



**ご契約前に必ずご確認ください。** 詳しくは15ページへ

- ・この保険は外貨建であり、為替リスクがあります。
- ・所定の費用・手数料がかかります。
- ・解約返戻金が一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。



為替相場の変動リスク  
などについて、動画で  
ご確認ください。  
[http://www.metlife.co.jp/  
products/fx/movie/](http://www.metlife.co.jp/products/fx/movie/)

この商品の保険料は、お客様ご本人による当社所定の金融機関口座へのお振り込みが必要となります。取扱者が現金をお預かりすることは一切ありません。保険証券は引き受け承諾後、原則3週間以内に郵送いたします。

ご契約に際しての重要事項

# 契約概要

ご契約前に必ずよくお読みください。

「契約概要」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解いただくため、特にご確認いただきたい情報を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「注意喚起情報」も必ずあわせてご確認ください。

代表事例を用いて説明しています。

契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、その概要や代表事例を示しています。支払事由や給付に際しての制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。また、個別の具体的な数値などについては、「設計書」、「申込書」などでご確認ください。

記載の内容は2018年4月現在のものです。

## 商品名称

個人年金保険(米ドル建 09)

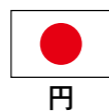
## 特徴

### 1 固定利率で積立金を増加させる一時払の個人年金保険です

申込時に保険料を一括してお支払いいただきます。  
一時払保険料は全額が積立金となり、契約日時時点で設定された積立利率(積立金に付利する利率)が積立利率保証期間中適用されます。  
積立利率は毎月2回設定されます。

### 2 運用通貨を選べます

通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドル・円の4通貨の全部または一部を選択できます。



### 3 受取方法を選べます

積立金は、積立利率に応じて増加し、年金原資となります。  
年金原資は、3種類の「年金」または「一括支払」より、受取方法を選択できます。  
また、年金支払開始日の繰下げ、年金支払開始日の繰延べをすることもできます。

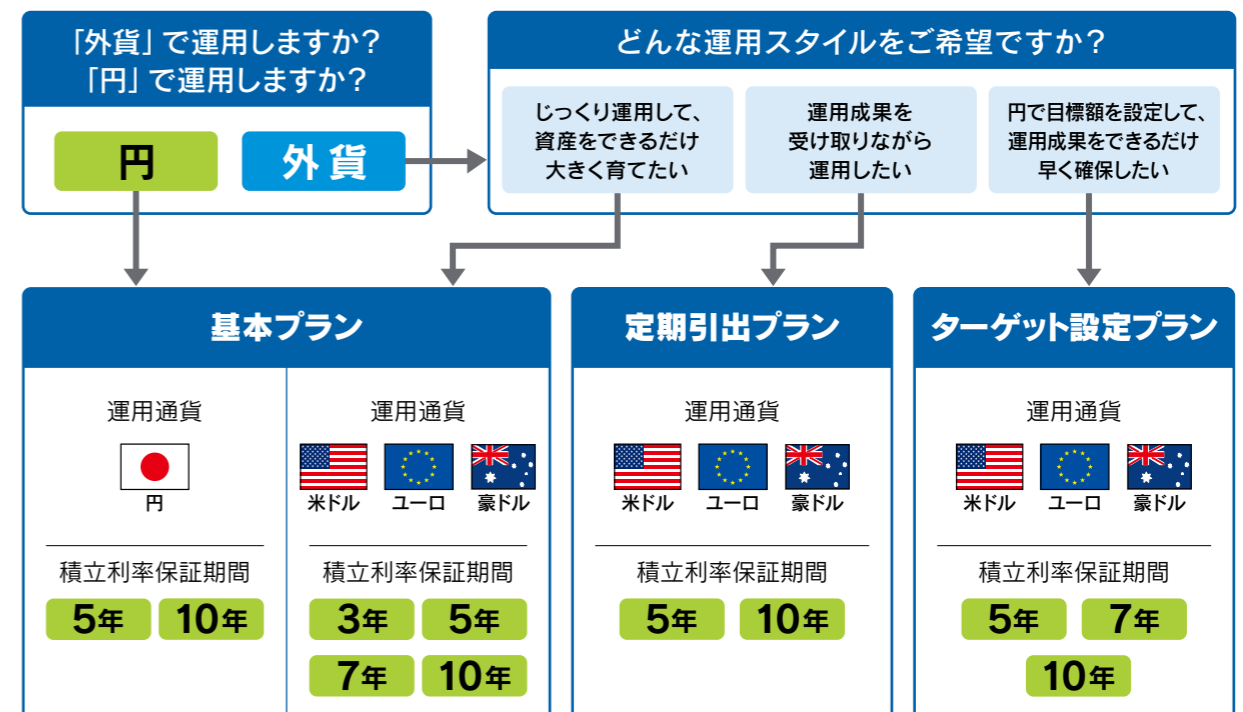
### 4 死亡保障があります

年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときには死亡給付金、年金支払開始日以後に死亡されたときには年金支払期間中または保証期間中の未払年金の現価を死亡一時金としてお支払いします。

死亡給付金は、契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人である相続人が取得した場合、相続税法第12条が適用されますので、他の死亡保険金等との合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」が非課税扱いになります。(2018年3月現在)

### 5 お客様のニーズにお応えできる3つのプランをご用意しました

どのプランがお客様に適しているかは、ニーズによって異なります。  
プラン選定にあたっては、下のチャートを参考にしてください。



※金融情勢などの影響により、通貨・積立利率保証期間によってはお取り扱いを見合わせている場合があります。  
お申し込みの際は最新の積立利率をご確認ください。

## ご注意いただきたい事項

この保険には、お客様にご負担いただく各種費用があります。  
また、お客様にご注意いただきたいリスクがあります。

### 諸費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「年金を管理するための費用」「外貨建のお取り扱いの際にかかる費用」の合計額となります。

また、特定のお客様にかかる費用として「解約控除」があります。

### リスクについて

#### ● 外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)

為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

#### ● 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性

解約時・減額時には、「市場価格調整」「解約控除」により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

(詳しくは **注意喚起情報** をご覧ください)

## 積立利率について

- 積立利率とは、積立金に付利する利率のことをいいます。
- 積立利率は、毎月1日と16日に設定されます。積立利率は、通貨や積立利率保証期間ごとに所定の指標金利をもとに設定されますので、通貨・積立利率保証期間などにより異なります。
- 積立利率は、契約日(更改日)時点で設定されている利率が積立利率保証期間を通じて適用されます。
- 各通貨の積立利率は、所定の期間における各通貨の指標金利の平均値に-1.0%~+1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率です。

$$\text{〔積立利率〕} = \left[ \begin{array}{l} \text{指標金利の平均値の}-1.0\% \sim +1.0\% \\ \text{の範囲内で当社が定めた利率} \end{array} \right] - \text{〔保険関係費用〕}$$

▶ 指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、次のとおりです。

通貨	指標金利
米ドル建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) 米ドル — 米ドル買値
ユーロ建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) ユーロ — ユーロ買値
豪ドル建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) 豪ドル — 豪ドル買値
円建部分	日本国債(残存期間が積立利率保証期間に対応するもの) の流通利回り

※日本国債の流通利回りは、当社ではブルームバーグ社が提供する値を用いています。原則として残存期間が積立利率保証期間と同一年数の国債を参照しますが、指定年数の国債が現存しないなどの理由から周辺年数の国債に関する値を参照することがあります。

※指標金利は通貨・期間に応じて異なります。

- 積立利率は、米ドル・ユーロ・豪ドル建については年0.40%、円建については年0.10%を最低保証します。

**積立利率保証期間10年を選択し、契約時の一時払保険料が20万米ドル、20万ユーロ、または20万豪ドル以上の場合、積立利率を年0.15%上乗せします。**

※積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います(複数通貨での合計はしません)。また、他のご契約との通算はしません。

※円建のご契約の場合、積立利率の上乗せはありません。

※年金支払開始日を繰下げ(据置期間の延長)、積立利率が更改された場合、その時の基本給付金額が20万米ドル、20万ユーロ、または20万豪ドル以上かつ積立利率保証期間が10年の場合、積立利率を年0.15%上乗せします。

- 積立利率の更改時には、契約者に対して更改した積立利率をお知らせいたします。


# 基本プラン

個人年金保険(米ドル建 09)「主契約」  
ユーロ特約(09)豪ドル特約(09)円特約(09)

## 世界の通貨で 資産をじっくり育てる

- **運用通貨・積立利率保証期間**を選べます
- **固定利率**で運用されます  
※ご契約時に確定した利率が積立利率保証期間を通じて適用されます。
- **受取方法**を選べます

### 運用通貨



米ドル ユーロ 豪ドル 円

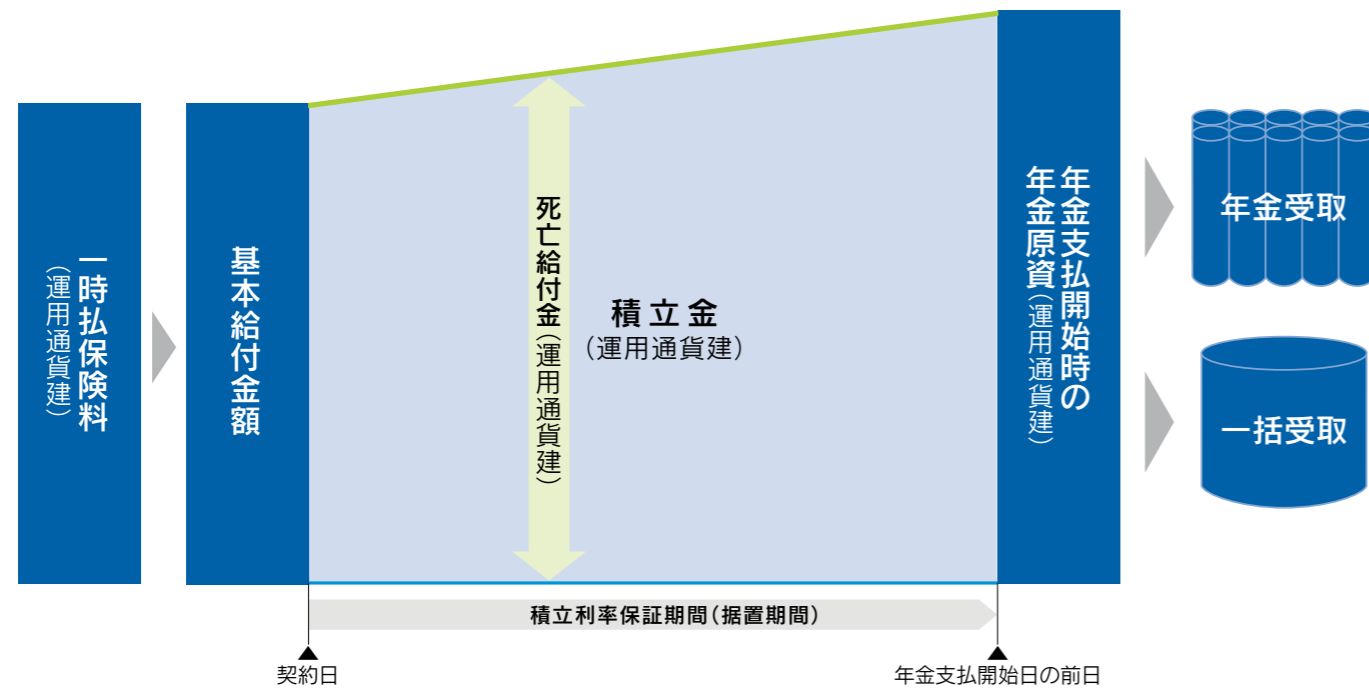
※複数通貨をご選択の場合は同一の積立利率保証期間を選択いただけます。

### 積立利率保証期間

**3年 5年 7年 10年**

※円建のご契約は5年/10年のみに なります。

**イメージ図** ※当プランのしくみをわかりやすく表現するためのイメージ図です。



#### 用語のご説明

- **基本給付金額**：この保険契約の取り扱いの基準となる金額のことをいい、契約時においては一時払保険料と同額です。
- **年金原資**：年金支払開始日前日の積立金額のことをいいます。

#### 保障(責任)の開始

一時払保険料相当額の領収または告知のいずれか遅い時(責任開始時)から保障します。

#### 支払事由・支払額・受取人

給付金などの種類	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡日の各通貨における次のいずれか大きい金額 ①基本給付金額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

※年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき、年金支払期間中または保証期間中の未払年金の現価がある場合は死亡一時金が支払われます。死亡一時金に代えて、「年金の継続支払(残余年金支払期間中(確定年金の場合)あるいは残余保証期間中(保証期間付終身年金/保証期間付夫婦年金の場合)に引き続き年金をお支払いすることができます)」を選択することもできます。詳しくは「[ご契約のしおり](#)」をご覧ください。

#### 契約年齢範囲

積立利率保証期間	契約年齢範囲 (契約日の被保険者の満年齢)	
	米ドル・ユーロ・豪ドル建	円建
3年	—	0歳~87歳
5年	5年	0歳~85歳
7年	—	0歳~83歳
10年	10年	0歳~80歳

#### 一時払保険料の範囲

運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低	最高	保険料単位
米ドル	10,000米ドル	5億円相当額(*)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル		100豪ドル
円	300万円	5億円	1万円

\*契約日が属する年度の当社所定の通算為替レートをを用いて円換算します。(別途、通算限度があります。詳しくはお問い合わせください。)

※払込方法は一時払のみになります。保険料はすべて当社指定口座への銀行振り込みをお願いしています。

※保険料円入金特約を付加することにより、外貨建の一時払保険料を円で払い込むことができます。

# 定期引出プラン

「主契約に積立金定期引出特約(09)を付加したプラン」  
ユーロ特約(09)豪ドル特約(09)

資産を守りながら、  
運用成果も受け取れる

## ●ご契約の翌年から毎年定額の定期引出金を受け取れます

※定期引出金を円でお受け取りいただく場合、毎年の定期引出日における当社所定の為替レートで円に換算するため、円でのお受取額は変動します。

## ●年金原資は契約時に定めた各通貨の目標積立金額で確定しています

### 運用通貨

米ドル

ユーロ

豪ドル

※複数通貨をご選択の場合は同一の積立利率保証期間を選択いただきます。

### 積立利率保証期間

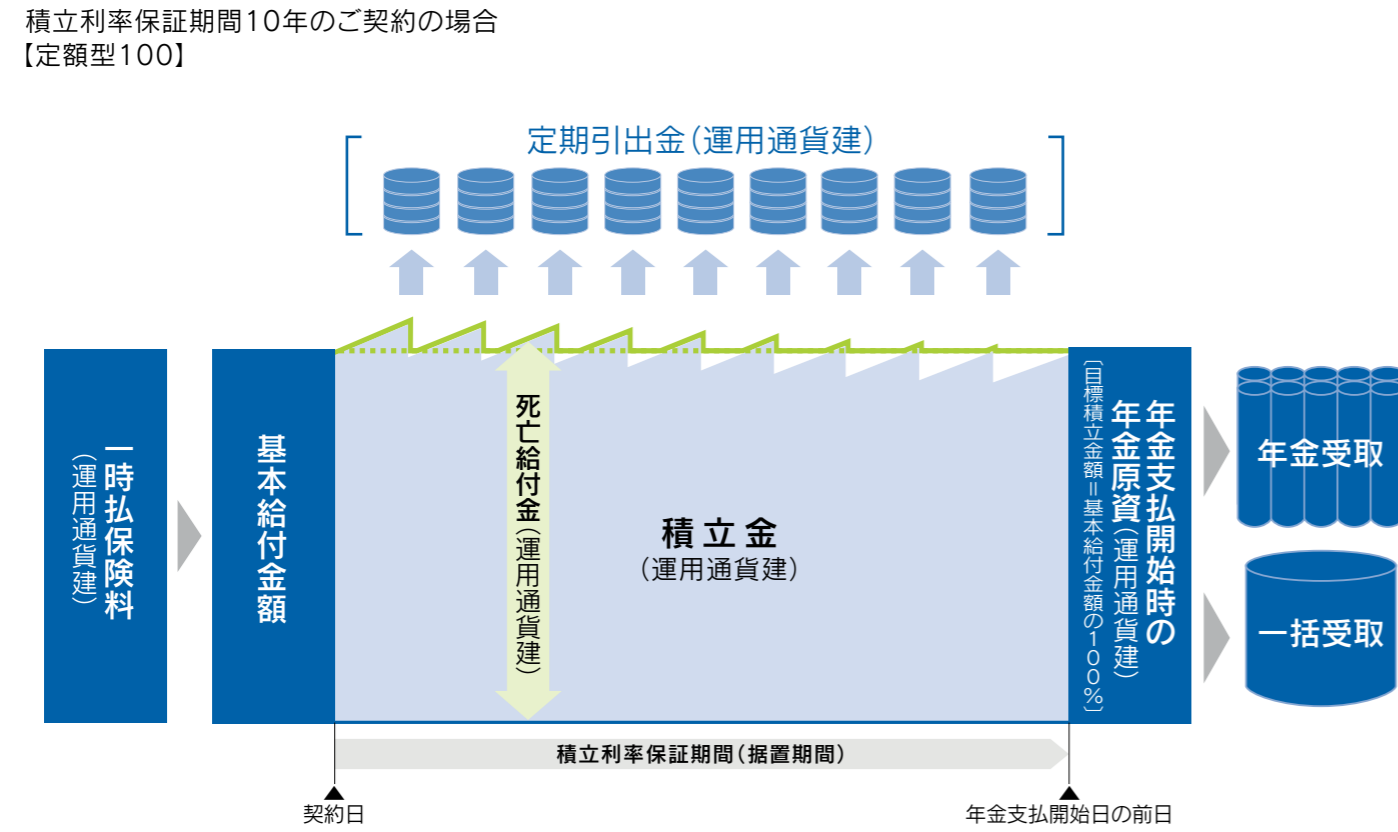
5年

10年

※積立利率保証期間によって選択いただける特約の型が異なります。

- 積立金定期引出特約(09)はご契約日または積立利率計算基準日のみ付加することができます。ただし、ご契約日または積立利率計算基準日の積立利率が当社所定の水準を下回る場合、特約の型によってはお申し込みいただくことができません。最新の積立利率および定期引出額などをお確かめのうえ、お申し込みください。
- 積立金定期引出特約(09)のみを途中で解約することはできません。

**イメージ図** ※当プランのしくみをわかりやすく表現するためのイメージ図です。



## 保障(責任)の開始

一時払保険料相当額の領収または告知のいずれか遅い時(責任開始時)から保障します。

## 特約の型

同一の積立利率保証期間で複数通貨をご契約される場合、通貨ごとに異なる型を選択いただけます。

特約の型	積立利率保証期間	目標積立金額(*1)	逓増率(*2)	定期引出開始前年数(*3)
定額型100	5年/10年	基本給付金額の100%	0%	特約の付加日から1年
定額型105	5年	基本給付金額の105%		
定額型110	10年	基本給付金額の110%		

- \*1 この特約の保険期間満了時における主契約の当該通貨の積立金額をいいます。
  - \*2 定期引出額が増加する割合をいいます。逓増率が0%の場合、定期引出額は定額となります。
  - \*3 この特約の付加日から定期引出金に最初に支払われる日の前日までの年数をいいます。
- ※特約の型・目標積立金額・逓増率・定期引出開始前年数の組み合わせは、上記のみの取り扱いとなります。

## 支払事由・支払額・受取人

給付金などの種類	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡日の各通貨における次のいずれか大きい金額 ①基本給付金額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

※定期引出金の分割受取を選択し、死亡時に未払いの定期引出金がある場合、死亡給付金に未払いの定期引出金の現価を加えてお受け取りいただけます。  
※年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき、年金支払期間中または保証期間中の未払年金の現価がある場合は死亡一時金が支払われます。死亡一時金に代えて、「年金の継続支払(残余年金支払期間中(確定年金の場合)あるいは残余保証期間中(保証期間付終身年金/保証期間付夫婦年金の場合)に引き続き年金をお支払いすることができます)」を選択することもできます。  
詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

## 契約年齢範囲

積立利率保証期間	契約年齢範囲 (契約日の被保険者の満年齢)
5年	0歳~85歳
10年	0歳~80歳

## 一時払保険料の範囲

運用通貨	一時払保険料の範囲		最高	保険料単位
	最低 定期引出金を円でお受け取る場合 (「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用)	最低 定期引出金を運用通貨(外貨)でお受け取る場合		
米ドル	10,000米ドル(*4)	100,000米ドル(*4)	5億円相当額(*5)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ(*4)	100,000ユーロ(*4)		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル(*4)	200,000豪ドル(*4)		100豪ドル

- \*4 定期引出額が1回あたりの最低引出額を満たす必要があるため、ご契約時の積立利率によってはこの金額を上回る場合があります。
  - \*5 契約日が属する年度の当社所定の通算為替レートを円換算します。(別途、通算限度があります。詳しくはお問い合わせください。)
- ※払込方法は一時払のみになります。保険料はすべて当社指定口座への銀行振り込みをお願いしています。  
※保険料円入金特約を付加することにより、外貨建の一時払保険料を円でお支払いいただけます。

## 定期引出金の1回あたりの最低引出額

円でお受け取る場合(*6) (「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用)	運用通貨(外貨)でお受け取る場合
100米ドル相当額 100ユーロ相当額 200豪ドル相当額	1,000米ドル 1,000ユーロ 2,000豪ドル

\*6 この特則を選択した場合には途中で運用通貨でのお受け取りに変更することはできません。

## 定期引出金の受取回数

受取回数(年1回の場合(*7))	
積立利率保証期間5年	合計4回
積立利率保証期間10年	合計9回

\*7 年2・3・4・6・12回の分割受取が可能です。(1回あたりの最低引出額を満たす必要があります。)

# ターゲット設定プラン

〔主契約に円建年金移行特約(09)を付加したプラン〕  
ユーロ特約(09)豪ドル特約(09)

## 外貨で運用しながら、 円貨で運用成果の確保を目指す

- 運用成果目標額(ターゲット=外貨建解約返戻金の円換算目標額(\*1))を設定し、「ターゲット」に到達したら自動的に円貨での運用成果を確保します
- 「ターゲット」に到達しない場合も、ご契約時の年金原資(運用通貨建)は確定しています

### 運用通貨

米ドル
 ユーロ
 豪ドル

※1つの契約において複数通貨を選択することはできません。

### 積立利率保証期間

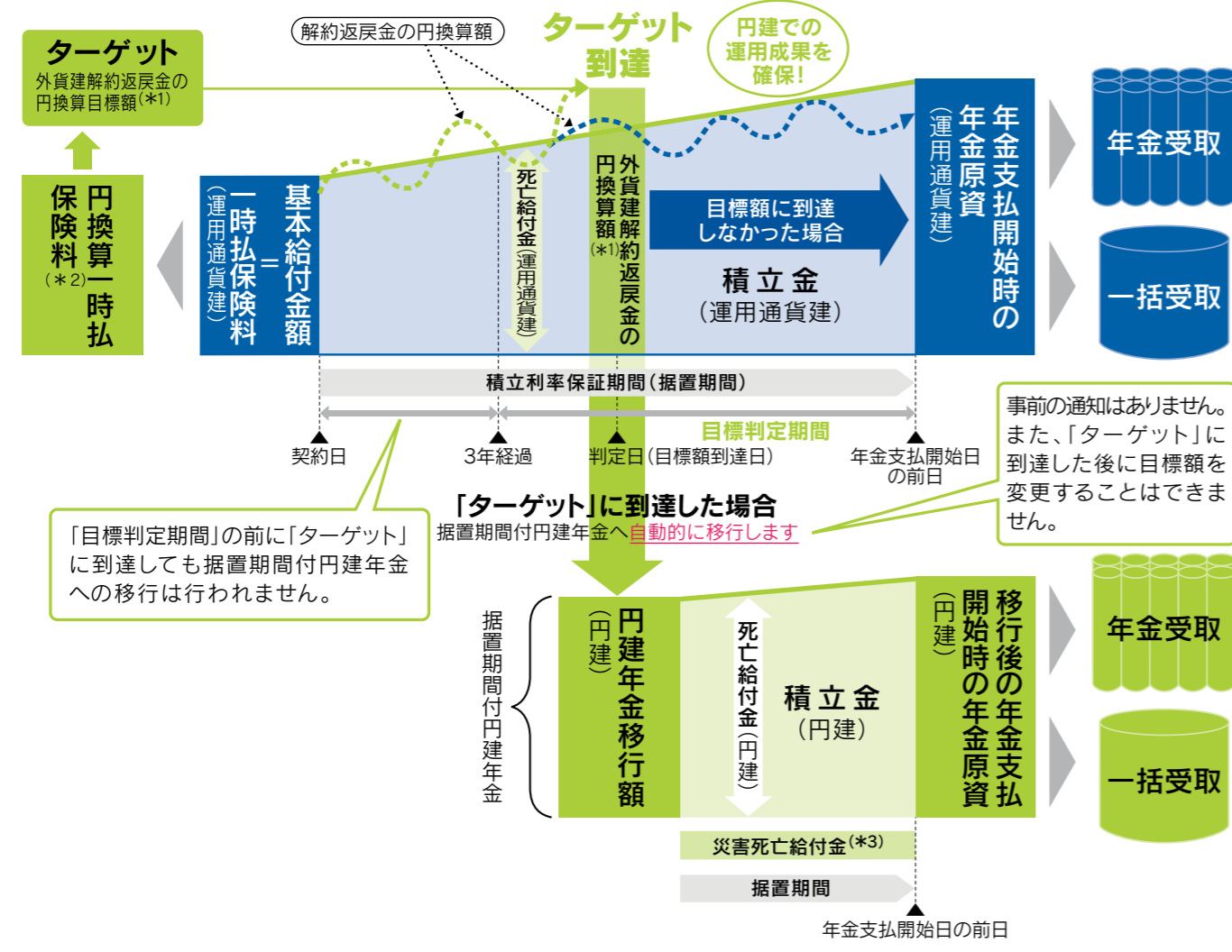
5年

7年

10年

- 円建年金移行特約(09)はご契約日または積立利率計算基準日のみ付加することができます。
- 円建年金移行特約(09)のみを途中で解約することはできません。

**イメージ図** ※当プランのしくみをわかりやすく表現するためのイメージ図です。



※ 据置期間付円建年金移行後は、当社所定の利率で積み立てます。

\*1 円換算一時払保険料に契約者が指定した割合を乗じた金額が目標額となります。当社所定のレート(目標額計算為替レート)による解約返戻金の円換算額が、移行判定日に目標額に到達した場合に、自動的に据置期間付円建年金へ移行します。

\*2 当社所定のレート(基準額計算為替レート)を用いて算出します(保険料円入金特約を用いて一時払保険料を円で払い込んだ場合は、その実額が円換算一時払保険料となります)。

\*3 積立金の10%相当額(円建)となります。

## 保障(責任)の開始

一時払保険料相当額の領収または告知のいずれか遅い時(責任開始時)から保障します。

## 支払事由・支払額・受取人

給付金などの種類	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	【据置期間付円建年金に移行前】 死亡日の各通貨における次のいずれか大きい金額 ①基本給付金額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額	死亡給付金受取人
		【据置期間付円建年金に移行後の据置期間中】 死亡日における積立金相当額	
災害死亡給付金	据置期間付円建年金に移行後の据置期間中に、移行日以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または移行日以後に発病した所定の感染症により死亡されたとき	死亡日における積立金の10%相当額	死亡給付金受取人

※年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき、年金支払期間中または保証期間中の未払年金の現価がある場合は死亡一時金が支払われます。死亡一時金に代えて、「年金の継続支払(残余年金支払期間中(確定年金の場合)あるいは残余保証期間中(保証期間付終身年金/保証期間付夫婦年金の場合)に引き続き年金をお支払いすることができます)」を選択することもできます。詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

## 契約年齢範囲

積立利率保証期間	契約年齢範囲 (契約日の被保険者の満年齢)
5年	0歳~85歳
7年	0歳~83歳
10年	0歳~80歳

## 一時払保険料の範囲

運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低	最高	保険料単位
米ドル	10,000米ドル	5億円相当額(*4)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル		100豪ドル

\*4 契約日が属する年度の当社所定の通算為替レートを用いて円換算します。(別途、通算限度があります。詳しくはお問い合わせください。)  
※払込方法は一時払のみになります。保険料はすべて当社指定口座への銀行振り込みをお願いしています。  
※保険料円入金特約を付加することにより、外貨建の一時払保険料を円で払い込むことができます。

## 目標額の設定と到達の判定について

● 目標額: 円換算一時払保険料×契約者が指定した割合		● 目標額到達の判定	
積立利率保証期間	選択できる割合	目標判定期間	この特約の付加日から起算して3年目(当日を含む)の契約応当日から直後に到来する積立利率計算基準日の前日まで
5年	120%・130%・140%・300%(*5)	据置期間付円建年金への移行判定日	目標判定期間中の月単位の契約応当日
7年/10年	120%・130%・140%・150%・160%・300%(*5)		

\*5 300%は契約時には選択できません。目標額の変更時のみ選択可能です。

# 受取方法

## 年金受取

### 保証期間付 終身年金

一生にわたって年金をお受け取りいただけます。

支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡一時金として保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。  
※年金支払開始日における被保険者の年齢が満40歳以上の場合のみ選択いただけます。

保証期間	年金受取開始時の被保険者の年齢
5・10・15年	40歳以上90歳以下



### 確定年金

一定期間、年金をお受け取りいただけます。

年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡一時金として年金支払期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。

年金支払期間	年金受取開始時の被保険者の年齢	年金支払期間	年金受取開始時の被保険者の年齢
5・10・15年	3歳以上90歳以下	30年	3歳以上75歳以下
20年	3歳以上85歳以下	36年	3歳以上69歳以下



### 保証期間付 夫婦年金

ご夫婦いずれかがご存命の限り、年金をお受け取りいただけます。

支払期間には保証期間があり、この期間中にご夫婦ともに死亡されたときは、死亡一時金として保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。

※同一戸籍上のご夫婦が対象です。

※年金支払開始日における被保険者の年齢が満40歳以上かつ夫婦の年齢差が±15歳以内の場合のみ選択いただけます。

※保証期間付夫婦年金への変更は年金支払開始日の前日に行うことができます。(ご契約時には選択できません。)

保証期間	年金受取開始時の被保険者の年齢
5・10・15年	40歳以上90歳以下



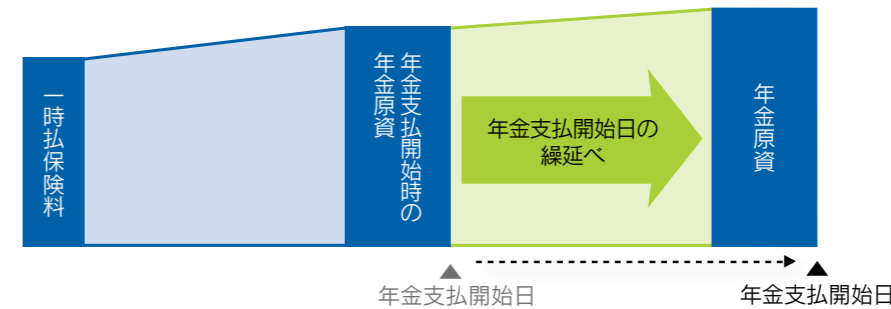
※保証期間および年金支払期間の満了時における被保険者の年齢は105歳をこえないものとします。  
※実際の年金額は、ご契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点の基礎率(積立利率、予定死亡率、年金を管理するための費用)などにもとづいて計算された金額となります。ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます。年金支払開始日に計算された年金額が最低年金額(1,000米ドル/1,000ユーロ/2,000豪ドル/10万円)を下回る場合は、年金種類などを変更あるいは年金原資を一括でお受け取りいただくこととなりますので、年金受取開始の際は改めてご確認ください。  
※年金支払開始日以後の最低保証積立利率は、外貨建:年1.00%(円支払特約を付加した場合は年0.25%)、円建:年0.25%となります。年金を管理するための費用は年金額の1.00%(費用の割合は将来変更されることがあります)となります。

## 一括支払

年金原資を一括して受け取ることができます。

## 年金支払開始日の繰延べ

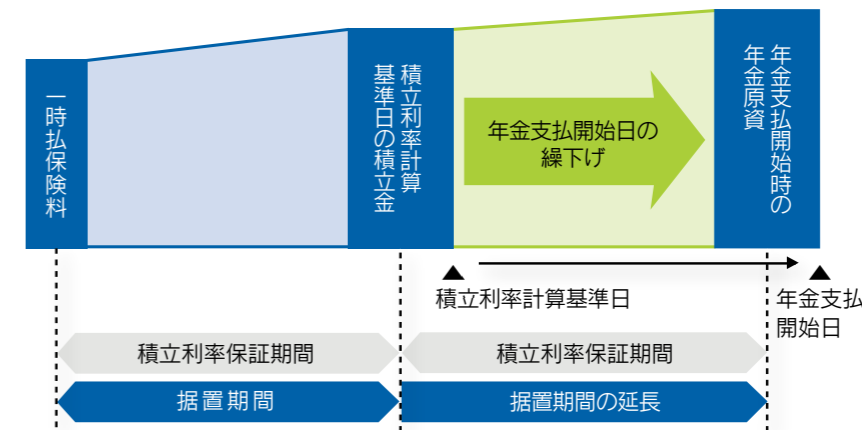
年金支払開始日の前日に、最長3年かつ被保険者が90歳となる年単位の契約応当日まで、年金支払開始日を繰り延べることができます。



※繰延べ中は、当社所定の利率(最低保証利率/外貨建:年0.25%、円建:年0.05%)による利息を付けて積み立てます。  
※円建年金移行特約(09)を付加し据置期間付円建年金に移行した場合は年金支払開始日の繰延べはできません。

## 年金支払開始日の繰下げ(据置期間の延長)

年金支払開始日を繰り下げることにより、ご契約の据置期間を延長することができます。



積立金的一部分を一括受取に変えることもできます。

※年金支払開始日を繰り下げの場合は、新たなプランをご指定いただき、ご契約を更改することができます。この場合、積立利率は更改されます。ただし、積立利率計算基準日にお選びいただけるプランは、その時点で当社が提示しているプランに限ります。  
※積立利率計算基準日に他の通貨の積立金に移転することもできます。  
※積立金定期引出特約(09)/円建年金移行特約(09)を付加し、繰下げ後もこの特約の適用を希望されるときは、改めてお申し出ください。  
※円建年金移行特約(09)を付加し据置期間付円建年金に移行した場合は年金支払開始日の繰下げ、積立金の移転はできません。

## 死亡給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、給付金などをお支払いすることはできません。  
以下の事例以外にも給付金などをお支払いできない場合があります。  
詳しくは [目録 ご契約のしおり](#) をご覧ください。

### 免責事由に該当する場合

- 〈例〉●責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡  
●契約者または死亡給付金受取人の故意による死亡

## 解約・減額

年金支払開始日前に限り、取り扱います。

解約時・減額時には、積立金に「市場価格調整」「解約控除」を反映した金額を解約返戻金としてお支払いします。

※「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。  
※積立金定期引出特約(09)を付加した場合、定期引出金に対しては「市場価格調整」「解約控除」は行いません。  
※円建年金移行特約(09)を付加し据置期間付円建年金に移行した場合は「市場価格調整」「解約控除」は行いません。  
※年0.15%を上乗せした積立利率が適用されている場合、基本給付金額および積立金額が20万米ドル、20万ユーロ、20万豪ドル未満となるような減額は取り扱いできません。

(詳しくは [注意喚起情報](#) をご覧ください)

## その他(ご契約上の注意など)

- 契約者配当はありません。
- 契約者貸付はありません。
- 被保険者が入院中の場合、ご契約できません。

## 付加できる主な特約

各特約についての詳細は、[目録 ご契約のしおり・約款](#) でご確認ください。

特約名	概要
ユーロ特約(09)	積立金を運用する通貨として、ユーロを追加できます。
豪ドル特約(09)	積立金を運用する通貨として、豪ドルを追加できます。
円特約(09)	積立金を運用する通貨として、日本円を追加できます。
積立金定期引出特約(09)(*1)	積立金の一部を定期的に引き出し、保険契約者が受け取ることができます。
円建年金移行特約(09)(*1)	解約返戻金の円換算額があらかじめ設定した目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金に移行します。
保険料円入金特約	外貨建の一時払保険料を円で払い込むことができます。 また、外貨建の一時払保険料の払込額を円で指定することもできます(円ぴったりに入金(*2))。当社が保険料円換算額または保険料円払込額を受領する日における所定の為替レートを適用します。
円支払特約	年金、解約返戻金または死亡給付金を円で受け取ることができます。
年金開始後円支払特約	外貨建の年金を毎年の年金受取時に円換算して受け取ることができます。
年金支払特約	死亡給付金、死亡一時金を原資(年金基金)として、年金で受け取ることができます。

\*1 積立金定期引出特約(09)と円建年金移行特約(09)を重複して付加することはできません。

\*2 保険料円払込額を10万円単位の端数のない金額で指定し、外貨建の一時払保険料に充当できます(外貨換算の際にはセント未満を四捨五入します。保険料円払込最低額150万円)。

- 円支払特約による円への換算にあたっては、下表の換算基準日における所定の為替レートが適用されます。

支払項目		換算基準日
年金(*3)	年金支払開始日前に請求があった場合	年金支払開始日
	年金支払開始日後に請求があった場合	書類受付日(*4)
解約返戻金(減額の場合を含みます)		書類受付日(*4)
死亡給付金		支払日
年金(年金支払特約を付加した場合)		第1回年金支払日の前日

\*3 当社所定の為替レートを適用して年金支払開始日の前日末の積立金額を円で換算し、年金支払開始日における当社の定める率により年金額を算出します。

\*4 必要書類を当社の本店または当社の指定した場所で受け付けた日とします。



# 注意喚起情報

記載の内容は2018年4月現在のものです。

ご契約前に必ずよくお読みください。

「注意喚起情報」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特に注意いただきたい情報を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。  
また、「契約概要」も必ずあわせてご確認ください。  
なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 諸費用についてご確認ください

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「年金を管理するための費用」「外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料」の合計額となります。  
また、特定のお客様にかかる費用として「解約控除」があります。

### ▲ 保険関係費用

保険関係費用とは、死亡保障、保険契約の締結・維持および積立利率を最低保証するためなどにかかる費用です。積立利率を決定する際に、所定の期間における指標金利(\*)の平均値に±1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、最大1.37%の保険関係費用が控除されます。

\* 詳しくは [契約概要](#) および [ご契約のしおり](#) をご覧ください。

### ▲ 年金を管理するための費用

毎年の年金受取時に年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が控除されます(費用の割合は将来変更されることがあります)。

### ▲ 外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料

通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

- 銀行などの金融機関で通貨交換される場合  
対顧客電信売相場(外貨交換レート、TTS)および対顧客電信買相場(円交換レート、TTB)は、対顧客電信売買相場仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。この差額をご負担いただきます。  
詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

- 保険料円入金特約、円支払特約・年金開始後円支払特約をご利用される場合  
および積立金の移転をされる場合

外貨建の保険料を円にて払い込む特約をご利用の場合、外貨建の年金などを円にて受け取る特約をご利用の場合および積立金の移転をされる場合、為替レートはTTMに対してそれぞれ差があります。この差額をご負担いただきます。

※各為替レートの基準となるTTSおよびTTBは、換算基準日時点での三菱UFJ銀行がその日の最初に公示するTTSおよびTTBで将来変更されることもあります。

※保険料を外貨で払い込む際には銀行への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、年金などを外貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。

### ▲ 解約控除

ご契約を解約・減額された場合、積立金から通貨・積立利率保証期間・経過年数に応じて定められた解約控除を行います。

## リスクについてご確認ください

### ▲ 外貨を円に交換する場合には、為替相場の変動によるリスク(為替リスク)があります

為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ▲ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、通貨・積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。
- 上記の「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約日・減額日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

#### ◎ 市場価格調整について

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

#### 「適用されている積立利率」

解約日・減額日にこの契約に適用されている積立利率

#### 「解約日・減額日に計算される積立利率」

解約日・減額日に適用されている積立利率保証期間に対して、解約日・減額日を積立利率計算基準日とみなした場合に計算される積立利率

#### 「残存月数」

解約日・減額日から起算して、直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数(1ヵ月未満切り上げ)

#### ◎ 解約控除について

外貨建の解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率保証期間10年の場合	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
積立利率保証期間7年の場合	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—
積立利率保証期間5年の場合	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—
積立利率保証期間3年の場合	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—	—	—

円建の解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率保証期間10年の場合	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
積立利率保証期間5年の場合	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	—	—	—	—	—

※年金支払開始日の繰下げ後も新たな通貨・積立利率保証期間・経過年数に応じた解約控除を適用します。

## この保険の内容について、特にご確認いただきたい事項

### 1 外貨と円を交換するときなどの注意事項 [為替リスクについて]

- 外貨建の契約は、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金などの受取時または積立金の移転時における為替相場により円または各外貨のいずれかに換算した年金などの額が、保険契約締結時における為替相場により同通貨に換算した年金などの額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 上記の為替相場の変動リスクについては、当社が負うものではなく、契約者および受取人に帰属します。

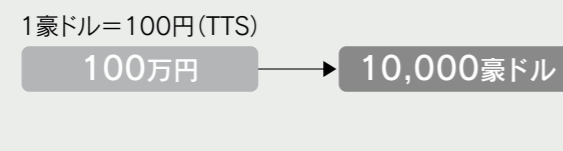
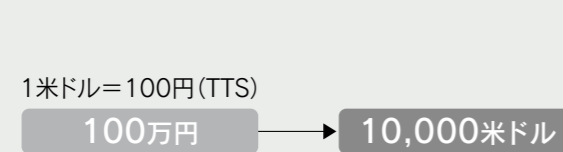
※対顧客電信売相場(TTS)とは、お客様が銀行などから外貨を購入するときの一般的な為替レートです。

※対顧客電信買相場(TTB)とは、お客様が銀行などに外貨を売却するときの一般的な為替レートです。

※対顧客電信売買相場仲値(TTM)に対して、TTS/TTB間には所定の差が生じます。

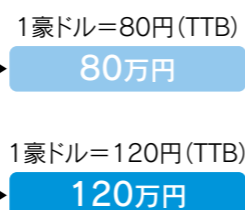
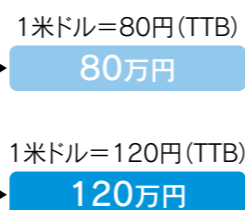
#### 為替リスクの例(米ドル・豪ドルの場合)

##### 《外貨購入時》

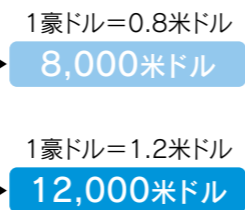
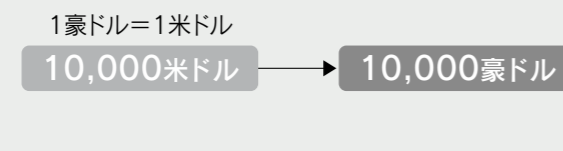


※別途手数料などがかかる場合があります。

##### 《外貨売却時》



##### 《積立金移転時》



### 2 保険料の払い込みについて [一時払保険料の入金について]

- 一時払保険料は各運用通貨建です。
- 外貨を円にてご用意される場合は、銀行などで外貨をお求めください。通貨交換時の各外貨の為替相場により円換算額が変動します。
- 「保険料円入金特約」を付加して外貨建の一時払保険料を円で入金することもできます。この特約の為替レートは、三菱UFJ銀行が各営業日の最初に公示する各通貨の対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありませんが、一時払保険料が当社の指定口座に着金する受領日ごとに異なります。保険料円換算額に不足が生じた場合には、契約者から追加でお振り込みいただくこととなりますので、当日中に当社に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振り込みください。なお、この特約を外貨の一部分のみに対して付加することはできません。

### 3 外貨の取り扱いに必要な費用について [各種手数料などについて]

通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

- 銀行などの金融機関で通貨交換される場合  
対顧客電信売相場(外貨交換レート、TTS)および対顧客電信買相場(円交換レート、TTB)は、対顧客電信売買相場仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。この差額をご負担いただきます。  
※詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
- 保険料円入金特約をご利用される場合  
外貨建の保険料を円にて払い込む特約をご利用の場合、為替レートはTTSを基準に当社が定めるレートとし、TTSを上回ることはありません。この為替レートとTTMとの差額をご負担いただきます。
- 円支払特約・年金開始後円支払特約をご利用される場合  
外貨建の年金などを円にて受け取る特約をご利用の場合、為替レートはTTBを基準に当社が定めるレートとし、TTBを下回ることはありません。この為替レートとTTMとの差額をご負担いただきます。
- 積立金の移転をされる場合  
外貨から外貨へ移転する場合の為替レート(クロスレート)は、次の数値を下回ることはありません。

移転日における移転元通貨の対顧客電信買相場(TTB)

移転日における移転先通貨の対顧客電信売相場(TTS)

外貨から円へ移転する場合の為替レートは、移転日における移転元通貨のTTBを下回ることはありません。

円から外貨へ移転する場合の為替レートは、移転日における移転先通貨のTTSを上回ることはありません。

この為替レートとTTMとの差額をご負担いただきます。

※各為替レートの基準となるTTSおよびTTBは、換算基準日時点での三菱UFJ銀行がその日の最初に公示するTTSおよびTTBで将来変更されることもあります。

※保険料を外貨で払い込みになる際に、銀行への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、年金などを外貨でお受け取りになる際やその外貨を円に交換してお引き出しされる際にも手数料をご負担いただく場合があります。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。

## 解約時にお受け取りになる金額の増減について [解約返戻金について]

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、通貨・積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。
- 上記の「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。

## ご契約にかかわる制度やお取り扱いについて

## 1

### お申し込みの撤回などについて(クーリング・オフ制度)

#### 制度の内容

ご契約のお申し込み後一定期間内であれば、申込者などによる書面の発信により、お申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申し込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。この場合、払い込みいただいた金額は申込者などにお返しします。なお、クーリング・オフに代わり、解約することもできます。

#### 対象期間

お申し込みの撤回などが可能な期間は、申込日またはクーリング・オフ(お申し込みの撤回など)制度を記載した書面(ご契約のしおり)を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

#### 申出方法

お申し込みの撤回などをする場合は、その旨や必要事項を記載した書面を当社までご郵送ください。以上の手続きをとられたとき、払い込みいただいた金額を申込者などに全額(\*)お返しします。

\*外貨建の保険のご契約において、外貨で保険料をご入金いただいた場合には同じ外貨にて同額を返金します。返金の際の振込手数料は当社の負担となりますが、お客様が外貨をお受け取りになる際に金融機関によっては手数料をご負担いただく場合があります。

#### 適用除外

次の場合などには、お申し込みの撤回などを行うことができません。

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 契約者が法人である保険契約の場合

※詳しくは、[ご契約のしおり▶クーリング・オフ制度\(お申し込みの撤回など\)](#)をご覧ください。

## 2

### お申し込み時に告知していただく事項について [告知義務]

#### 告知の重要性

告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方などには職業などについて正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。

#### 告知受領権

告知受領権は生命保険会社(会社所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 申込内容や告知内容についての確認

ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けたものが申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。

### 正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。この場合、給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。また、ご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。**ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、お支払いする解約返戻金があれば、契約者にお支払いします。**
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取り消しとなることがあります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

## 3 保障を開始する時期について [責任の開始]

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知および一時払保険料相当額を当社が受け取った時から、当社は保険契約の保障を開始します(責任開始)。  
生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

## 4 給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。保険商品により異なりますので、詳しくは「[約款](#)」でお確かめください。また、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてのより詳しい説明は、当社のホームページまたは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

### 免責事由に該当した場合

3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

### 詐欺による取り消しに該当する場合

保険契約の締結に際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

### 不法取得目的による無効の場合

契約者が給付金などを不法に取得する目的か、または他人に給付金などを不法に取得させる目的を持って保険契約の締結をされたとき

### 告知義務違反による解除に該当する場合

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

### 重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき

〈例〉

- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂も含みます)
- 給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき(未遂も含みます)
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していると認められるとき
- その他上記と同等の重大な事由があったとき

\*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

\*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記に該当する場合でも、保険商品や契約内容などにより解約返戻金などをお支払いできることがあります。

## 5 給付金などのご請求について

### お支払いに関する手続きなど

- お客様からのご請求に応じて、給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども**、速やかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや「[ご契約のしおり・約款](#)」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

### 複数の支払事由に該当する可能性について

給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**同時に複数の給付金などの支払事由に該当することがあります**ので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

## 6 現在の保険の解約を前提に新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合 [新たな契約への乗り換えについて]

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては新たなご契約をお引き受けできなかったり、告知義務違反などによりご契約が解除・取り消しとなり給付金などをお支払いできない場合があります。

## 税金のお取り扱いについて(2018年3月現在)

下記内容は、2018年3月現在の税制にもとづき当社がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取り扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取り扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

### 【保険料の払込時】

お支払いいただいた保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。

※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。

### 【年金の受取時】

受取時期などによって税金の種類が異なります。

課税時	税金の種類	
毎年の年金受取時(*1)	所得税(雑所得) + 住民税	
年金支払開始日における年金の一括受取時(*1)	確定年金	【据置期間が3年・5年の場合】 20.315% 源泉分離課税 (所得税15.315%・住民税5%)(*3) 【据置期間が7年・10年の場合】 所得税(一時所得) + 住民税
	保証期間付終身年金(*2)	所得税(雑所得) + 住民税
年金受取期間中における年金の一括受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
	保証期間付終身年金(*2) 保証期間付夫婦年金(*2)	所得税(雑所得) + 住民税

\*1 契約者と年金受取人が異なる場合、年金支払開始時もしくは年金支払開始日における年金の一括受取時に贈与税が課税されます。

\*2 一括受取は保証期間分の未払年金の現価のみとなります。保証期間経過後に生存されている場合は年金をお支払いします。

\*3 年金支払開始日が2013年1月1日から2037年12月31日までの場合の税率となり、所定の所得税(15%)にあわせて復興特別所得税(0.315%)が徴収されます。

### 【解約時・減額時】

年金種類と解約・減額の時期によって税金の種類が異なります。

年金種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年経過後の解約・減額
確定年金	20.315% 源泉分離課税 (所得税15.315%・住民税5%)(*4)	
保証期間付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

\*4 2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、所定の所得税(15%)にあわせて復興特別所得税(0.315%)が徴収されます。

### 【死亡給付金の受取時(年金支払開始日前)】

契約形態によって税金の種類が異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税(*5)
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

\*5 死亡給付金は、契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人である相続人が取得した場合、相続税法第12条が適用されますので、他の死亡保険金等との合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」が非課税扱いになります。

### 【死亡一時金の受取時(年金支払開始日以後)】

契約形態によって税金の種類が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	税金の種類
本人	本人	本人	配偶者または子	相続税

※年金を継続して受け取る場合、年金受給権の権利評価額は「相続税」、毎年の年金は「所得税(雑所得) + 住民税」の対象となります。

### 【定期引出金の受取時】

年金種類	契約日から5年以内の定期引出金	契約日から5年経過後の定期引出金
確定年金	20.315% 源泉分離課税 (所得税15.315%・住民税5%)(*6)	
保証期間付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税	

※定期引出金額から必要経費を引いた金額に対して課税されます。

\*6 2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、所定の所得税(15%)にあわせて復興特別所得税(0.315%)が徴収されます。

### 【外貨建保険の税金のお取り扱いについて】

当年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取り扱いについては円建の生命保険と同じとなります。

次の基準により外貨を円に換算したうえで、従来の円建生命保険契約と同様に取り扱いします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
年金	年金支払日	換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約返戻金	源泉分離課税となるもの	換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)
	一時所得・雑所得となるもの	換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡給付金	所得税の対象となるもの	換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
	相続税・贈与税の対象となるもの	換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)

・対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客電信売相場(TTS)や対顧客電信買相場(TTB)を決める際に基準となるレートで、一般的にはTTSとTTBの中間の値となっています。

・保険料円入金特約を付加した場合、保険料は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

・円支払特約または年金開始後円支払特約を付加した場合、年金・解約返戻金・死亡給付金などは当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

・積立金定期引出特約(09)の定期引出金を円により支払う場合の特則を適用した場合、定期引出金は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

・受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が支払保険料額を下回る場合があります。

### 【相続または贈与などにかかる生命保険契約などに基づく年金の税務上のお取り扱いの変更について】

・2010年10月より、相続・贈与などにより取得した生命保険契約の年金にかかる所得税(雑所得)の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

・より詳しい内容などについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 8

### 保険会社間での契約情報の共同利用について 「支払査定時照会制度」

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引き受け、給付金などのお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

## 9

### 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 「生命保険契約者保護機構」

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額、年金額などが削減されることがあります。
- 当社は**生命保険契約者保護機構**に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額、年金額などが削減されることがあります。

## 10

### (一社)生命保険協会における相談・照会・苦情の受付について 「指定紛争解決機関」

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

[(一社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>]

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 個人情報のお取り扱いについて

### 1

#### 利用目的について

メットライフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

### 2

#### ご同意いただきたいこと

- ①機微(センシティブ)情報の取得・利用

当社は生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴などの要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。これらの情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人(当社代理店を含む)に提供することがあります。

- ②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、当社は海外を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### 3

#### 外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、メットライフグループ各社で共同利用する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑦その他法令に根拠がある場合

その他詳細および最新情報は当社ホームページ[www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp)に記載しています。

## 積立利率と特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。

積立利率は毎月15日と末日(同日が休日の場合には前営業日)よりご案内し、翌営業日のご契約から適用されます。

お電話で

ファイナンシャルサービスセンター

# 0120-313-370

・受付時間 月～金：9:00～18:00  
(一部24時間対応)(年末年始および祝日を除く)

PC・スマートフォンで

[www.metlife.co.jp/products/annuity/](http://www.metlife.co.jp/products/annuity/)

## 生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

お客さま相談室 TEL:0120-880-533

## 保険種類をお選びいただく際には、当社の「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は当社の「保険種類のご案内」に記載されている【年金保険】です。「保険種類のご案内」は、当社の生命保険商品のしくみや特徴などを説明した冊子で、最寄りの営業店や当社の担当者が用意しています。

[生命保険のお手続きやご契約の照会について]

ファイナンシャルサービスセンター TEL 0120-313-370 (月～金:9:00～18:00/年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付は当社の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。

なお、受付日は、請求書が当社に到着した日と異なる場合がありますので、ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

[当社の生命保険業務についての質問・相談・苦情など]

お客さま相談室 TEL:0120-880-533 (月-金 9:00-17:00/年末年始および祝日を除く)

### メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3

当社の情報については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.metlife.co.jp/about/>

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(一社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ご契約後のサービス **MetLife Club** メットライフ クラブ

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供いたします。

詳細はメットライフクラブの  
ホームページでご確認ください。

<http://www.metlife.co.jp/customer/support/metlifeclub/>

詳しくは、当該商品の取扱資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせは、最寄りの営業店または担当者にお問い合わせください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
[www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp)